（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に交付した第二条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第二十四条に規定する助成金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第五条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号。次条及び附則第七条において「不当廉価建造契約防止法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項及び第二項の改正規定及び同法附則第七条第二項の改正規定中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同法附則第十一条第九項の改正規定中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に、「第十二条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

第六条　不当廉価建造契約防止法の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改正規定中「及び」を「並びに」に改める。

（調整規定）

第七条　不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第三条の改正規定中「第三条」とあるのは「第三条第一項」と、同法附則第十一条第九項の改正規定中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第四項」を「第十三条第四項」と、「第三号」を削り」とあるのは「第三号」を削り、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に」とする。

2　不当廉価建造契約防止法の施行の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第八条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第二項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第二十八条第一項中「第二十六条第一号」を「第二十五条第一号」に、「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第三十二条第一号」を「第三十一条第一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改める。

附則第四条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第八項中「第三十二条第一号」を「第三十一条第一号」に改める。

附則第五条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第五項中「第三十二条第一号」を「第三十一条第一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改める。

附則第六条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第五項中「第三十二条第一号」を「第三十一条第一号」に改める。

第九条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「これらに附帯する」を削る。

附則第四条第八項及び第五条第五項中「これらに附帯する」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十九号

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項及び第二十九条中「株式会社商工組合中央金庫法」の下に「（平成十九年法律第七十四号）」を加える。

第四十三条中「危機対応準備金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十五条第一項の規定により指定を受けたものとみなされた同法第十一条第二項に規定する指定金融機関として同法第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）の円滑な実施のために必要な商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附則第一条の二第一項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。）及び」を削り、「額の合計額を」を「額を」に改める。

第四十四条の見出しを「（欠損の塡補を行う場合の特別準備金の額の減少）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項第一号及び」及び「の合計額」を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」、「危機対応準備金の額又は」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項各号中「危機対応準備金の額又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」及び「の合計額」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十六条第一項中「危機対応準備金の額（第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額）及び同日における」を削り、「同条第二項」を「第四十四条第一項」に改め、「当該危機対応準備金の額及び」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「同条第二項並びに」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十七条を削る。

第四十七条の二第一項中「、第四十四条第二項」を「、第四十四条第一項」に、「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第二項」を「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「、第四十五条第二項」を「、第四十五条第一項」に、「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第二項」を「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十五条第一項」に、「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第二項」を「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項」に、「同条第三項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条を第四十七条とする。